

江戸川区議会議員の政務活動費に関する支払明細書及び領収書のネット公開を求める陳情

(議会運営委員会付託)

受理番号 第70号 受理年月日 平成28年11月25日

付託年月日 平成28年12月2日

陳情者
.

陳情原文 江戸川区議会議員に交付される政務活動費については、「江戸川区政務活動費の交付に関する条例」で、議員は毎年度の政務活動費の支出にかかる収支報告書・領収書を議長に提出が義務づけられております。さらに、「江戸川区情報公開条例」の第二条(定義)により、議会も実施機関として含まれており、第五条(開示請求権)で、何人も実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができるものと定めています。このことは、議長に対し提出された収支報告書・領収書の閲覧は、区民等に請求権が保障されております。

残念ながら、現状の開示決定された政務活動費の支払明細書・領収書の閲覧は、紙媒体で閲覧することしかできないため、区民等の開示請求者が大量の領収書等を閲覧するには、平日の昼間に何度かに分けて、議会に伺い、事務局職員立ち合いのもと内容確認を行っているのが実態です。また、閲覧や写しの交付請求の都度、大量の紙媒体の領収書等の写しを作成し、閲覧等可能の準備をする議会事務局の職員の労力と経費も相当な負担となっておられるようで、事務業務の改善も必要だと痛感しています。

このような現行制度では、区民等の開示請求者の議会へのアクセスを阻害し、かつ、政務活動費の不正の温床を作っているとされています。政務活動費の不正が発覚した富山市議会をみても、領収書の写しを誰もが容易に入手することができる制度が整っていれば、あれほど組織的で悪質な政務活動費の不正は防げたと思われます。

政務活動費の用途を、真に区民等に向けて透明なものにするためには、区民等が何時でも、容易に区政情報として、政務活動費の用途の情報を得られることが不可欠です。そのためには、議長に提出された支払明細書・領収書を議会のホームページ(ネット)で公開し、閲覧できるようにされることが、効果のある事務改善と考えています。

一方、支払明細書・領収書を議会ホームページ(ネット)で公開する自治体は、加速度的に増加しています。全国市民オンブズマン連絡会議の調査によれば、平成27年9月の段階では、都道府県、政令市、中核市のうち領収書等をネット公開している議会は、大阪府、高知県、函館市の3自治体にとどまっていたが、その後、兵庫県、大阪市、京都市、神戸市、大津市、西宮市が平成27年度分からネット公開を実施しており、その後さらに、宮城県、富山県、奈良県、徳島県、横須賀市がネット公開を決定しています。

(裏面に続く)

また、東京23区でも世田谷区に続いて、葛飾区でも毎月15日に領収書等のホームページ（ネット）での公開を議会運営委員会で5会派が全会一致で決定しています。

この状況から、東京都議会においても、近い時期、政務活動費の領収書等のネット公開に向け、取り組んでいただけたらと思っています。区民等開示請求者にとって、政務活動費情報のネット公開は、不可欠な状況になっております。

つきましては、現行制度の開示決定における紙媒体での公開は、議会事務局の職員の多大な労力も配慮願ひ、上記理由をご賢察いただき、貴議会の議会改革の一環として、運用制度の改善をしていただきたく、下記のとおり陳情いたします。

記

江戸川区議会議員の政務活動費に関わる支払明細書・領収書の区議会ホームページでの、一日も早いネット公開の実施を求めます。